

○財務省告示第百八十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十八年五月三十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年六月九日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（四十年）（第九
回）

二 発行の根拠
法律及びその
法律第二十三年法律第七十五号。
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法

利回り競争に付して行われる
入札（以下「利回り競争入札」と
いう。）による発行（以下「利
回り競争入札発行」という。）及
び利回り競争入札の募入の決定
をした後に行われる入札であつ
て、財務大臣が各国債市場特別
参加者ごとに応募限度額を定め
るものによる発行（以下「国債
市場特別参加者・第II非価格競
争入札発行」という。）

五 募入決定の方法

十 七	十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	十 一	九	八
償還金額	償還期限	第二期以後の利子	初期利子	の払込み	経過利率	発行価格	振替単位	最低額面金

額面金額百円につき百円
 平成十八年三月二十日
 利子を支払う。六月間に属する
 て、その日以前、各支払期におい
 を支払期とし、各支払期におい
 毎年三月二十日及び九月二十日
 毎、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十六号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.4 \times 1}{100 \times 2}$$

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.4 \times 71}{100 \times 365}$$
 平成十八年九月二十日を支払
 期とし、次の算式により算出し
 た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十六号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.4 \times 71}{100 \times 365}$$
 平成十八年五月三十日
 額面金額百円につき百円
 年〇・四パーセント
 募入決定の通知を受けた者は、
 払込金額に加えて、次の算式によ
 り算出した金額を第二十号に規
 定する期日に払い込むものとす
 る。

五万円

の記載又は記録は、最低額面金
 の整数倍の金額によるものと
 する。

平成十八年五月三十日

額面金額百円につき百円
 年〇・四パーセント
 募入決定の通知を受けた者は、
 払込金額に加えて、次の算式によ
 り算出した金額を第二十号に規
 定する期日に払い込むものとす
 る。

二 十 十
十 九 八

払 者 入 払 元
込 者 札 場 利
期 参 所 金
日 加 支

平 財 日
成 務 本
二 大 銀
十 臣 行
八 か
年 ら
五 通
月 知
三 を
十 受
日 け
た
者